

山口県報

平成27年
11月24日
(火曜日)

目次

○告示

保安林の指定(森林整備課)……………

保安林指定施業要件の変更(森林整備課)……………

道路の位置の指定(建築指導課)……………



山口県告示第四百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十七年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所
美祢市美東町大田字下鎧ケ市五二四の二
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

山口市阿東生雲中字下地四七八、五二二、五二六の一、五二七、五三二の一、五三二の一、五三三の一、五三四の一、五三六の一、五四一の三、一四三八の一、字北郷五二四の一、五一八、五二〇の一、五二一の二から五二二の五まで、一一三三の一、一一五九、字開原五一七、一一〇七の一、字下ノ浴五四一の二、五四一の五から五四一の三まで、五四一の一五、五四一の一七、五四一の一九、五四一の二一、五四一の二三、五四一の二五から五四一の三〇まで、五四一の三二、五四一の三四、五四一の三七、字井手ケ原五四三の一、字右仏一四四〇、一四四一、一四四二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十七年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長門市洪木字東鑪二二一の一、二二二の二、字西油ヶ谷二二八の二、字カタンガ浴二二九の一、字西鑪一三六の一(次の図に示す部分に限る。)、字西山二〇〇の一、二〇〇の三、字幸ヶ迫二八八の一・字東高ス三三三の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、三三三の五、字西高ノス三四二の二、俵山字奥西八八から八二二まで、八二六の一、八二六の二、八二七、字奥八二二の三、八二二の六から八二二の一まで、八二二の三、八二二の四、字金ノ口二九九、一三〇一から一三五まで、一三一七、一三二〇から一三七七まで、一三二八の一から一三二八の三まで、一三三〇、一三三一の一、一三三二の三、一三三三の一、一三三八の一、一三三八の三、一三三八の四、一三三八の六から一三三八の八まで、一三三八の二〇、一三三八の二三、一三三八の二五から一三三八の二八まで、一三三八の三一から一三三八の三三まで、一三三八の三六、一三三八の三七、一三三八の四六、字金ノ口本切一三八、字梨木原一三三五、一三三六、一三三七の一、一三三七の三、一三三八、字足河内一三八二、一三八三、一三八四の八(次の図に示す部分に限る。)、一三八四の九、一三八五・一三八九の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一三八九の六、字二郎太郎二三八四の二、三八〇九の一、三八〇九の五、三八〇九の一〇から三八〇九の一三まで、三八〇九の二一、三八〇九の二五、三八〇九の二六、三八〇九の二九、三八〇九の三二、三八〇九の三九、三八〇九の四四、三八〇九の四七、三八〇九の四八、三八〇九の五〇から三八〇九の五二まで、三八〇九の五四、三八〇九の六五、字中村二三八三から二三八五まで、二三八七の三から二三八七の五まで、二二八八、二二八九、二二九一の一、字弥五郎田二二九一(次の図に示す部分に限る。)、二二九二、二二九二の二、二二九二の四・二二九二の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二二九三、字岳村二二九五、字中岳二二三一、二二三一の二、二二三一の四から二二三一の六まで、二二三一の一〇、二二三一の一、二二三一の三、二二三一の四、二二三四の一、二二三四の二、二二三五の一から二二三五の三まで、二二三九、二二四〇の一から二二四〇の三まで、二二四一の一から二二四一の四まで、字流田二二三三の五、二二三四の五の一、字深切二三五〇の八、二三五〇の九、字河原川二三五五、四九九五、四九九七、字金ヶ口二三八〇九、四七八五、四七八六、四七八九

美称市美東町大田字藤ヶ谷二四三の七、字広がり五七〇の二・五七〇の四から五七〇の六まで(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、五七〇の七から五七〇の九まで、五七〇の一〇(次の図に示す部分に限る。)、五七〇の一から五七〇の一三まで、五七〇の一七、五七〇の一八、五七〇の二〇、字大平五八七の二、五八七の三、五八七の八、五八七の九、七三三、字茶白山六七三、六七三の二(次の図に示す部分に限る。)、二六四四の四、二六四四の五、二六四四の七、二六四四の八、二六四四の一〇から二六四四の一二まで、字赤松原六七三の一(次の図に示す部分に限る。)、字足河内九五六の二二、大嶺町西分字立岩一一二〇の三、一一二〇の五、字中村二三四四の一、一三四四の二、一三四五から一三四七まで、一三四八の二、字恵田一三五四から一三五六まで、一三六五、一三七五から一三八九まで、一六〇七、二四三四の一から二四三四の四まで、二四三五、字桑ノ木ヶ浴一三八五の一、一三八五の二、一三八五の三(次の図に示す部分に限る。)、一三八五の五から一三八五の七まで、一三九八、一三九九、一四〇四から一四〇七まで、字久保一三九六、一三九七、一四〇八から一四一〇まで、一四一六から一四一九まで、一四二八、字杉原一八七二の一、一八七二の二、一八七三、美東町綾木字荒田ヶ浴二二五〇の四(次の図に示す部分に限る。)、字田ノ尻二二五〇の五、二二五〇の七から二二五〇の一九まで、字代官屋敷二二二八の三・二二二八の五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩国市周東町用田字永安一七六の一から一七六の三まで、周東町上久原字大歳四六六の一、周東町中山字下村七四七、七五三、七五七、七六一

周南市大字八代字休場八四、八五、八六の一、字地吉原八四の八、大字小松原字荒瀬九八の一、一〇七の五、一〇七の一五、一〇七の一六、一〇八の三、八六二の二、大字大河内字十万迫一八九、字後谷二二九の一(次の図に示す部分に限る。)、字下別所八七六、八七七(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市周東町用田字永安一七六の一から一七六の三まで、周東町上久原字大歳四六六の一

周南市大字大河内字十万迫一八九・字後谷三二九の一・字下別所八七六・八七七(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
熊毛郡平生町大字大野南字西総行九七の一四	四・〇	三三・〇	平成二七、 一一、二二

平成二十七年十一月二十四日印刷

発行所

山口県知事庁